

4 各主体の役割と連携

この計画では、行政、住民、NPO、事業者、手賀沼水環境保全協議会が、次の基本的な考え方により、それぞれ役割を分担し、協働・連携して取組を推進していきます。

千葉県	<p>「湖沼水質保全計画」を所管する行政機関として、行動メニューを積極的に実践するとともに、手賀沼流域全体における取組についての連携、調整の役割を担うこととします。</p> <p>また、手賀沼水環境保全協議会の事務局を運営します。</p>
流域市	<p>県や他の市と連携して、地域の自然、社会的条件に応じた行動メニューを実践します。</p> <p>また、住民に最も身近な行政機関として、環境学習や協働調査など住民と直接的に関わりのある行動メニューを実践し、住民活動支援の窓口となる役割を担うこととします。</p>
住民	<p>一人ひとりが日常生活で使った水や市街地などの汚れた雨水が、手賀沼に流入することを意識し、実行可能な行動メニューを主体的、積極的に実践していく役割を担うこととします。</p>
NPO	<p>環境保全活動の実践者として、自ら具体的な環境を守り育てる活動に加えて、行動メニューを実践するにあたり、住民等に専門的な情報を分かりやすく伝えるなどの啓発や新たな実践者を増やす役割を担うこととします。</p> <p>また、他の主体が実施する取組を評価し、専門的な知識・能力を活かして提言を行うことなどもその役割として期待されます。</p>
事業者 (企業、利水 団体、大学 等)	<p>事業活動に伴って生じる手賀沼とその流域の水環境へ及ぼす影響の回避・低減に努めるほか、地域の活動に対して積極的に参加・協力する役割を担うこととします。</p> <p>また、それぞれが有する専門的な知識や技術、設備等を活かし、手賀沼の水環境保全の取組に貢献する役割を担うこととします。</p>
手賀沼水環境 保全協議会 (手水協) ※	<p>行動メニューを積極的に実践し、各主体間の連携・協働を促すとともに、本計画の進捗状況の評価や、見直しについて検討を行う役割を担うこととします。</p> <p>※手賀沼及びその流域の水環境保全について、関係者の意識の共有と連携・協働した取組の推進を図り、必要な対策を協議するため、県と流域市及び利水団体等により昭和50年2月に設置されました。</p> <p>主な取組として、生活雑排水が流入する都市排水路の水の下水道への取り込みなどの行政主体の事業に加え、住民、行政等の協働による湧水・河川・水生生物の調査、ポスターコンクールやパンフレット等による普及啓発、様々な市民団体の活動への支援など、行政と住民等の連携で行う事業を実施しています。</p>